砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療及び介護関係機関等をつなぐ砂川市地域包括ケアネットワークシステム(以下「ネットワークシステム」という。)を用いて、安全、簡便、経済的かつ効率的に情報を共有することにより、参加機関等の連携を更に進め、地域全体の医療及び介護等のサービスの質の向上を図ることを目的として、砂川市地域包括ケアネットワークシステム運営協議会(「以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) ネットワークシステムの構築、管理運営及び普及に関すること。
 - (2) ネットワークシステムの運用規程等の制定改廃に関すること。
 - (3) その他協議会の運営に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、ネットワークシステムに参加する会員をもって構成する。

(役員等)

- 第4条 協議会に、会長、副会長及び理事を置く。
- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び理事は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 協議会に顧問を置くことができる。
- 7 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に基づき意見を述べることができる。

(任期)

第5条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合 は臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 4 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 7 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 8 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させることができる。ただし、この者は理事会の議事に加わることはできない。
- 9 理事会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 会長は、必要に応じ、協議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、会長が指定する事項について調査研究する。
- 3 専門部会は、ネットワークシステムに参加する会員の中から会長が指名する者をもって構成する。
- 4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 専門部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理し、調査研究の経過及び結果を会長に報告する。
- 7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、専門部会に出席することができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の会議及び専門部会に出席した者は、職務上知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務を処理するため、保健福祉部介護福祉課、ふれあいセンター及び市 立病院地域医療連携室地域医療連携課に事務局を置く。
- 2 事務分掌は次の表のとおりとする。

	事務分掌
保健福祉部介護福祉課、	1 協議会の運営に関すること。
ふれあいセンター	2 その他会長から特に指示されたこと。
市立病院地域医療連携室地域医療連携課	1 ネットワークシステムの構築及び管理運営に関す
	ること。
	2 その他会長から特に指示されたこと。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この訓令は、平成27年10月20日から施行する。